

決議

平成二十三年三月の東日本大震災、平成二十七年九月の関東・東北豪雨、そして平成二十八年四月の熊本地震など、我が国は地理的な要因等により、自然災害が発生しやすい特性がある。とりわけ東日本大震災や熊本地震においては、多大な人的被害は言うまでもなく、サプライチェーンの寸断により自動車生産など日本全体の生産活動が大きな被害を受けた。

国民の生命・財産を守るためには、自然災害への備えを行うことや被害の軽減対策が重要な課題であり、これらの課題解決に向け、各自治体においては、津波災害警戒区域の指定やハザードマップの公表、迅速確実な情報伝達や避難路、避難場所の整備、避難訓練の実施など、「減災」のためのソフト対策に積極的に取り組んでいるところであるが、近い将来確実に起こるとされている南海トラフ地震及びこれに伴う津波に対しては、

- (一) 安全な場所に避難できない
 - ・ 南海トラフ特措法の「特別強化地域」など、津波到達までの時間が短いエリアや、液状化により堤防等の機能が失われ、地震直後から浸水するゼロメートル地帯など、津波等による浸水危険度が高く、避難が困難となるエリア
- (二) 復旧・復興に大きな支障となる
 - ・ ゼロメートル地帯や広域の地盤沈降地帯で、浸水が長期間に及ぶエリア
- (三) 地域の復旧・復興、ひいては日本全体の経済活動に大きな支障となる
 - ・ 甚大な被害を受ける地域の中核都市エリア

においては、人命を守り、地域の生産活動を守り、被害を最小化するための河川・海岸堤防等の整備・補強など、最低限必要な施設整備を緊急かつ重点的に進めることが不可欠である。

このことから、一昨年、昨年と東海から九州までの自治体と経済団体で「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、防災・減災対策の推進について関係各省庁に対し提言活動を行ったところであるが、昨年度は、全国防災対策事業制度が終了し、更に今年度には、緊急防災・減災事業債が終了するなど、今後の対策推進への影響が懸念されるところである。

よって、ここに「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、その総意に基づき国及び政府に対し、以下の事項について緊急提言する。

- 一、国民の生命と財産を守るため、「特別強化地域」など短時間で津波が来襲する沿岸域や、ゼロメートル地帯など、リスクの高い地域における緊急性の高い対策に集中投資し、強靭化を加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保すること。
- 一、日本の社会経済の強靭化に向け、日本全体の社会経済活動に著しい影響を与える広域災害に備え、河川・海岸堤防等の整備や耐震・液状化対策などの堤防構造の強化など、最低限必要な対策を短期集中的に推進するため、新たな財政支援制度を創設するなど、支援措置を講じること。
- 一、緊急防災・減災事業債については、引き続き各地域の実情に応じて自治体による対策が促進されるよう、要件を緩和したうえで平成二十九年度以降も存続させること。

右、決議する。

平成二十八年六月十六日

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

南海トラフ地震等に対する 緊急防災対策促進に係る提言

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

(東海)

静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合

(近畿)

愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、中部経済同友会

(四国)

大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市

(九州)

徳島県、香川県、愛媛県、高知県
宮崎県